

令和元年度 歳末たすけあい募金 要援護世帯支援事業のご案内

「歳末たすけあい運動」として、市民の皆さまからのあたたかい善意をお寄せいただいております。この善意の一部を、生活に支援を要する世帯へ配分します。希望される方は、申請書に記入し、申請書に記載の必要書類を添付の上、お申込みください。申請しなければ配分されませんのでご注意ください。

《配分の対象となる世帯》 次の（１）から（３）を満たしている世帯

- （１） 令和元年10月1日現在で、相生市内に6ヵ月以上居住していること。
- （２） 世帯全員の住民税(市県民税)が非課税であること。
- （３） A～Dのいずれかひとつに該当する世帯

A. 18歳未満、高校3年生以下の子を養育しているひとり親世帯
(両親がなく、祖父母等が養育している世帯を含む)

B. 75歳以上の高齢者のみの世帯
(ひとり暮らしの高齢者世帯を含む)

C. 障がいのある方と同居している世帯

※障害のある方とは身体障害者手帳（１、２級）・療育手帳（A、B）
精神障害者保健福祉手帳（１、２級）のいずれかを所持している方

D. その他、経済的な理由により支援が必要な世帯

※民生・児童委員に相談の上、社会福祉協議会までご連絡ください



- ※重複する場合は、いずれか1つの配分となります。
- ※生活保護世帯は対象外となります。
- ※施設やグループホーム入所者、6ヶ月以上の長期入院者は対象外となります。
- ※支援金の金額は、今年度の募金額と申請件数によって決定されます。
- ※18歳未満、高校3年生以下の方の所得課税証明書は不要です。

《所得課税証明書を取りに行くことが困難な人は》

所得課税証明書を請求することが困難な方は、代理請求できる方法がありますので、必要な方は地区担当民生・児童委員にお問い合わせください。

証明書を発行する際の手数料（1人につき300円）は、申請者の負担となります。

《提出および問い合わせ先》

「申請書」に「必要書類」を添付し、相生市社会福祉協議会へご提出ください。

受付期間 令和元年10月15日（火）から令和元年11月8日（金）まで

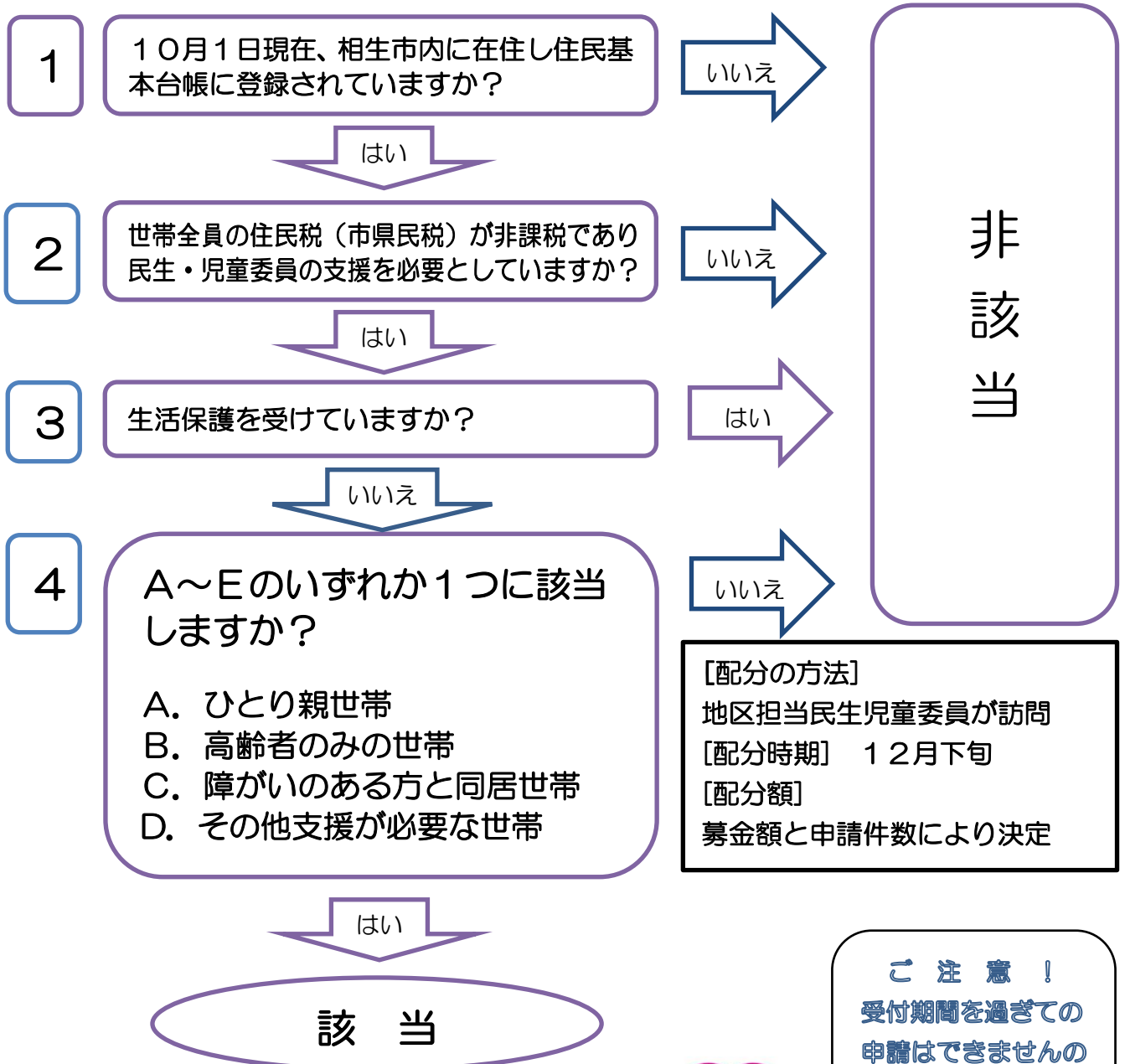
相生市社会福祉協議会 電話 23-2666
相生市旭1丁目6-28 相生市立総合福祉会館内
E-mail : fukushi@shakyo-aioi.jp URL : <http://shakyo-aioi.jp>

令和元年度

歳末たすけあい募金 要援護世帯支援金 申請方法

毎年、市民の皆さまから寄せられる歳末たすけあい募金から、新たな年を迎える時期に安心して暮らせるための支援金の申請を受け付けます。

対象世帯の確認方法



ご注意！
受付期間を過ぎての申請はできませんので、予めご了承ください。



要援護世帯支援金Q & A



Q 支援金はいくらになりますか？

A 「歳末たすけあい運動」として、市民の皆さまからのあたたかい善意が財源となっています。募金総額と支援金の配分を受けられる方の人数をもとに金額が決定されます。

Q なぜ民生・児童委員を通じて申請するのですか？

A 「歳末たすけあい運動」はその歴史の中で民生委員が中心的な役割を担ってきた経緯があります。また、福祉ニーズをもつ世帯を見守る意味から民生・児童委員がお届けしています。これを機に民生・児童委員に相談できるきっかけにさせていただきたいと思います。



Q 世帯に2人対象者がいる場合は2人分もらえますか？

A 支援金は世帯に対して配分するものなので、同一世帯に対象の方が複数いる場合でも1世帯分の配分となります。



Q 支援金が届くのはいつごろですか？

A 12月1日より行われる「歳末たすけあい運動」の募金が財源になっているので、12月下旬になります。年内にはお届けできるようにいたします。

その他、ご意見やお問い合わせは
社会福祉法人 相生市社会福祉協議会
電話：23-2666



赤い羽根ひょうごへGO!
akaihane-hyogo.or.jp/

令和元年度 歳末たすけあい募金 要援護世帯支援金 申請書

申請日 令和元年 月 日

相生市社会福祉協議会 会長 宛

「歳末たすけあい募金」要援護世帯支援事業の対象世帯に該当しますので支援金を申請します。

フリガナ						TEL	() —
申請者氏名 (世帯主)	⑩						
住 所	〒 — 相生市						
訪問希望時間	特になし ・ あり(曜日 : ~ :)						
世帯構成等	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学校(学年)	備考	
	世帯主						
添付する書類							
必要書類		平成31年度所得課税証明書 ※18歳未満の方の分は除く					
該 当 区 分 に ○ を つ け る	A	18歳未満、高校3年生以下の子を 養育しているひとり親世帯	母子家庭等医療助成受給者証(写)				
	B	75歳以上の高齢者のみの世帯					
	C	障がいのある方と同居している世帯	身体障害者手帳(1、2級)(写) 療育手帳(A、B)(写) 精神障害者保健福祉手帳(1、2級)(写)				
	D	その他、経済的な理由により 支援が必要な世帯					
※民生・児童委員の意見(Dの場合)							
担当地区名				民生・児童委員氏名			
社協記入欄							